

犯罪被害者等早期援助団体は、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（以下「規則」という。）第3条第2項の規定により、規則第1条第1項3号の当該法人が行う援助事業に係る犯罪被害等、同条第2項第6号の事業規程又は同項第7号の情報管理規程を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の承認を受けなければならない。

「当該法人が行う援助事業に係る犯罪被害等」、「事業規程」及び「情報管理規程」の変更について、公安委員会の承認にかからしめたのは、これらの事項が、当該犯罪被害者等早期援助団体における援助事業（法第23条第2項に規定する事業をいう。以下同じ。）の在り方や犯罪被害者等のプライバシーの保護に直接的な影響を及ぼすものであり、その変更後においても当該法人が適正かつ確実な援助事業の遂行を継続できるかどうかについて、公安委員会が確認する必要があることによる。

したがって、公安委員会は、これらの変更事項の適否はもとより、その変更に伴い必要となる人的又は財政的な措置が講じられているかなどの観点から、承認に係る審査を行う必要があり、また、その判断に必要な資料が足りない場合は、犯罪被害者等早期援助団体に対して補充資料を求めることとなる。

規則第1条第1項3号に掲げる事項等の変更の承認も、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下「法」という。）第23条並びに規則第4条及び第5条に規定される犯罪被害者等早期援助団体の指定の要件が適用されることとなるため、具体的基準については、犯罪被害者等早期援助団体の指定の審査基準を参照すること。